

所沢市都市計画法第34条第4号許可運用基準

1 対象者

本市の市街化調整区域内で、現に農業を営んでいる者又は法人等（本市で発行される農家証明書又は耕作証明書を受けられる者）であること。

2 予定建築物等の用途等

開発行為の主体、立地の場所、予定建築物の規模・構造・予定建築物に設置する機器等、施設の事業計画が適当と認められるもので、次のいずれかに該当する自己の業務の用に供する建築物であること。

（1）農業の用に供する建築物のうち、都市計画法第29条第1項第2号に掲げる建築物以外の建築物で、次に掲げる全ての要件に該当すること。

ア 当該建築物の中で行われる経済活動が、日本標準産業分類の大分類 A - 農業、林業の中分類01農業に該当すること。

イ 当該建築物又はその中の機械・工作物の機能が直接農業に関連するものであること。

（2）農産物の処理、貯蔵若しくは加工（以下、処理等という。）に必要な建築物で、次に掲げる全ての要件に該当すること。この場合において、処理とは、集荷、出荷、選別をいう。

ア 処理等の対象となる農産物の数量の過半が、本市の市街化調整区域内において生産されるものであること。

イ 処理等の対象となる農産物を、産地ですみやかに処理等を行う必要性があること。

3 予定建築物の高さ

予定建築物の高さは、10メートル以下とする。

4 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要なときは、その許認可等を受けられるものであること。

附 則

この基準は平成16年5月17日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の際、現に改正前の基準に基づく許可の申請は、改正後の基準に基づく申請とみなす。